

# 防府市介護施設等整備補助金交付要綱

平成28年3月1日制定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、防府市介護施設等整備補助金(以下「補助金」という。)の交付について、山口県補助金等交付規則(平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 この補助金は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。)等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。

## (交付の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

### (1) 地域密着型サービス等整備助成事業

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第5条第1項の規定により作成する防府市計画に基づき、アに掲げる対象施設について整備する事業を対象とする。

#### ア 対象施設

- (ア) 地域密着型(定員29人以下)の特別養護老人ホーム
- (イ) 小規模(定員29人以下)な介護老人保健施設
- (ウ) 小規模(定員29人以下)な介護医療院
- (エ) 小規模(定員29人以下)な養護老人ホーム
- (オ) 小規模(定員29人以下)な特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- (カ) 認知症高齢者グループホーム
- (キ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (ク) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (ケ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

- (コ) 認知症対応型デイサービスセンター
- (サ) 介護予防拠点
- (シ) 地域包括支援センター
- (ス) 生活支援ハウス
- (セ) 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ

イ 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。(以下同じ。)

整備区分	整 備 内 容
創 設 (開 設)	新たに施設等を整備すること。
増築 (床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備すること。
改 築	既存の施設等を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに施設等を整備すること。(一部改築を含む。) ※1 取り壊し費用も対象とすることができます。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域ニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備すること。(一部増改築を含む。) ※1、※2について同上。

(2) 介護施設等における看取り環境整備推進事業

次に掲げる介護施設等(いずれも、定員規模は問わない。)において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費について、補助する事業を対象とする。なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために充分なスペースを確保することとする。また、整備した個室に関しては看取りに利用すること

とを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

- ア 地域密着型（定員29人以下）特別養護老人ホーム
- イ 小規模な（定員29人以下）介護老人保健施設
- ウ 小規模な（定員29人以下）介護医療院
- エ 小規模な（定員29人以下）軽費老人ホーム
- オ 認知症高齢者グループホーム
- カ 小規模多機能型居宅介護事業所
- キ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ク 小規模な（定員29人以下）介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

（3）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

- ア 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業  
介護施設等において新型コロナウイルスを防止する観点から、次に掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修するための事業を対象とする。なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。

- （ア） 地域密着型（定員29人以下）特別養護老人ホーム
- （イ） 小規模な（定員29人以下）介護老人保健施設
- （ウ） 小規模な（定員29人以下）介護医療院
- （エ） 小規模な（定員29人以下）軽費老人ホーム
- （オ） 認知症高齢者グループホーム
- （カ） 小規模多機能型居宅介護事業所
- （キ） 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- （ク） 小規模な（定員29人以下）有料老人ホーム
- （ケ） 小規模な（定員29人以下）サービス付き高齢者向け住宅
- （コ） 生活支援ハウス

#### イ 介護施設等における家族面会室の整備等経費支援事業

介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族と面会を実施するために必要な家族面会室を整備（2方向から出入りできる家族面会室の新規・複数設置や拡張等）するための事業を対象とする。

- (ア) 地域密着型（定員29人以下）特別養護老人ホーム
- (イ) 小規模な（定員29人以下）介護老人保健施設
- (ウ) 小規模な（定員29人以下）介護医療院、介護療養型医療施設
- (エ) 小規模な（定員29人以下）軽費老人ホーム
- (オ) 認知症高齢者グループホーム
- (カ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (キ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ク) 小規模な（定員29人以下）有料老人ホーム
- (ケ) 小規模な（定員29人以下）サービス付き高齢者向け住宅
- (コ) 小規模な（定員29人以下）短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
- (サ) 生活支援ハウス

2 次に掲げる事業は交付の対象としない。

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設又は介護医療院を整備する事業であって、社会福祉施設等の立地に関する指導要綱（平成22年7月12日厚政第442号）第11条第1項各号のいずれかに該当する事業（同条第2項により同条第1項を適用しないものとされる事業を除く。）

（交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、次により算定するものとする。

（1）地域密着型サービス等整備等助成事業

ア 算定方法

地域密着型サービス等整備等助成事業に係る補助金については、別表1の1の第1欄に定める区分ごとに、次の(ア)から(ウ)に定める額を

比較し最も少ない額の合計額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(ア) 別表1の1の第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額

(イ) 別表1の1の第4欄に定める対象経費の実支出額

(ウ) 総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額

イ 財政上の特別措置

別表2の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が補助事業の対象となる場合には、当該施設の種類ごとに、同条（1）アにより算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 介護施設等における看取り環境整備推進事業

ア 算定方法

介護施設等における看取り環境整備推進事業に係る補助金については、次の（ア）から（ウ）に定める額を比較し最も少ない額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(ア) 別表1の4の第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額

(イ) 別表1の4の第4欄に定める対象経費の実支出額

(ウ) 総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額

イ 財政上の特別措置

別表2の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が補助事業の対象となる場合には、当該施設の種類ごとに、（1）により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業  
ア 算定方法

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業に係る補助金については、次の（ア）から（ウ）に定める額を比較し最も少ない額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（ア） 別表1の3の第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額

（イ） 別表1の3の第4欄に定める対象経費の実支出額

（ウ） 総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額

イ 財政上の特別措置

別表2の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が補助事業の対象となる場合には、当該施設の種類ごとに、同条（3）アにより算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、防府市介護施設等整備補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業計画書(事業費内訳書、位置図、配置図、平面図及び立面図)

（2） 申請額算出内訳書

（3） 建築確認通知書又は設計図書の写し

土地及び建物の登記事項証明書(借地又は借家の場合、賃貸借契約書の写しも提出すること。)

（4） 補助事業に係る収支予算書抄本

（5） その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があった場合、その内容を審査の上、補助金を交付することが適當であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を当該事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は補助対象事業を実施する者(以下「補助対象事業者」という。)に対し、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助対象事業者は、補助対象事業を実施するために必要な調達を行う場合には、助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理すること。また、当該帳簿及び証拠書類の保存期間は、補助対象事業が完了する日(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間又は規則第18条第2項第2号に定める期間のうち、いずれか長い期間とする。
- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその從物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させことがある。
- (7) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(8) 補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(9) 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第2号様式により速やかに市長に報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(10) 補助対象事業者が(1)から(9)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させことがある。

2 1により付した条件に基づき、市長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(変更等の承認)

第8条 第6条の規定による交付決定の通知を受けた補助対象事業者は、この補助金の交付の決定後、補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ防府市介護施設等整備補助金変更・中止(廃止)承認申請書(別記第3号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならぬ。ただし、補助対象事業の目的及び計画の執行に影響を及ぼさず、かつ第6条の規定により交付決定された補助金の額に変更を来さない程度の軽微な変更にあっては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設又は介護医療院の設置場所の変更については、軽微な変更に該当しないものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業を完了した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知の到達した日)から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、防府市介護施設等整備補助金実績報告書(別記第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 精算額内訳書

(2) 経費を支払ったことを証する書類の写し

- (3) 工事請負契約書の写し及び施設の竣工前並びに竣工後の写真
- (4) 補助対象事業に係る決算書又は決算見込書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 10 条 市長は、前条の報告があった場合において、その内容を審査の上、適當であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助対象事業者に防府市介護施設等整備補助金確定通知書(別記第 5 号様式)により通知するものとする。

(交付の請求)

第 11 条 補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、防府市介護施設等整備補助金交付請求書(別記第 6 号様式)を市長に請求しなければならない。

(概算払)

第 12 条 市長は必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず第 6 条の規定による交付の決定に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 補助対象事業者が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、防府市介護施設等整備補助金交付概算払請求書(別記第 7 号様式)を市長に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第 13 条 市長は必要があると認めるときは、補助対象事業者に対して報告を求め、若しくは補助対象事業の遂行について必要な指示をし、又は関係職員をして実地に調査させることができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の防府市介護施設等整備補助金交付要綱の別表1

は、各介護施設等が実施する事業の目的物のすべてを完成し、引き渡しを受けた日又は、約した役務の提供を完了した日を基準日として、基準日が令和元年10月1日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、基準日が同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 事業の配分基礎単価（令和元年10月1日～）

## 1 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 補助事業者
地域密着型サービス施設等の整備				
地域密着型特別養護老人ホーム	4,480 千円	整備床数		
小規模な介護老人保健施設	56,000 千円	施設数		
小規模な介護医療院	56,000 千円	施設数		
小規模な養護老人ホーム	2,380 千円	整備床数		
小規模なケアハウス（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの）	4,480 千円	整備床数		
認知症高齢者グループホーム	33,600 千円	施設数		
小規模多機能型居宅介護事業所	33,600 千円	施設数		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940 千円	施設数		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600 千円	施設数		
認知症対応型デイサービスセンター	11,900 千円	施設数		
介護予防拠点	8,910 千円	施設数		
地域包括支援センター	1,190 千円	施設数		
生活支援ハウス	35,700 千円	施設数		
緊急ショートステイの整備	1,190 千円	整備床数		
			地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、防府市長又は山口県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	民間事業者

## 2 介護施設等における看取り環境整備推進事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 極助事業者
定員29名以下の地域密着型施設等				
地域密着型特別養護老人ホーム 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院 小規模な軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又は サービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定をうけるもの）	3,500 千円	施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、防府市長又は山口県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。設備については、需用費(修繕料)、使用料及び賃借料又は備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)。	民間事業者

### 3 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 極助事業者
(1) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修支援事業			介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適當と認められる購入費等を含む。	民間事業者
地域密着型特別養護老人ホーム 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院 小規模な軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 小規模な有料老人ホーム 小規模なサービス付き高齢者向け住宅 生活支援ハウス	978 千円	整備床数		
(2) 介護施設等における家族面会室の整備等経費支援事業			介護施設等における家族面会室の整備支援に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適當と認められる購入費等を含む。	民間事業者
地域密着型特別養護老人ホーム 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院、介護療養型医療施設 小規模な軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 小規模な有料老人ホーム 小規模なサービス付き高齢者向け住宅 小規模な短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 生活支援ハウス	3,500 千円	施設・事業所		

別表2財政上の特別措置

1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る 国の財政上の特別措置に関する法 律（昭和46年法律第70号）第 2条に規定する公害防止対策事業 として行う場合	・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス	別表1の1～3の第2欄 に定める配分基礎単価に第 3欄に定める単位の数を乗 じて得た額に0.10を乗 じて得た額

別記第1号様式（第5条関係）

年　月　日

防府市長様

住所

補助事業者名

代表者氏名

年度防府市介護施設等整備補助金交付申請書

このことについて、防府市介護施設等整備補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額	円
補助対象事業完了予定日	年　月　日
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>1 事業計画書（事業費内訳書、位置図、配置図、平面図及び立面図）</li><li>2 施設整備申請額算出内訳</li><li>3 建築確認通知書又は設計図書の写し</li><li>4 土地及び建物の登記事項証明書（借地又は借家の場合、賃貸借契約の写しも提出すること。）</li><li>5 歳入歳出予算書</li></ul>

別記第2号様式（第7条（9）関係）

年　　月　　日

防府市長様

住所

補助事業者名

代表者氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

年　　月　　日付け防高第　　号で交付の決定を受けた　　年度防府  
市介護施設等整備補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、下  
記のとおり報告します。

記

1 施設の種類及び名称

---

2 事業費確定額又は事業実績報告書による精算額

金　　円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控  
除額（要補助金返還相当額）

金　　円

(添付書類)

3の消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額の積算内訳等

別記第3号様式（第8条関係）

年　月　日

防府市長 様

住所

補助事業者名

代表者氏名

年度防府市介護施設等整備補助金変更・中止（廃止）承認申請書

年　月　日付け指令　第　　号で交付の決定を受けた標記  
補助対象事業について、下記のとおり変更したいので、防府市介護施設等整備補助金交付  
要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

指令年月日・番号	年　月　日・指令
変更内容	
変更又は中止（廃止）の理由	
補助金交付決定額	円
補助金既交付額	円
補助金増加・減少申請額	円
変更後の補助金申請額	円

※ 変更・中止（廃止）を必要とする内容が明確になる関係書類を添付すること。

別記第4号様式（第9条関係）

年　月　日

防府市長様

住所

補助事業者名

代表者氏名

年度防府市介護施設等整備補助金実績報告書

年　月　日付け指令　第　　号で交付の決定を受けた標記補助対象事業について、防府市介護施設等整備補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

指令年月日・番号	当初	年　　月　　日・指令
	変更	年　　月　　日・指令
補助金交付決定額（変更後）		円
補助金既交付額		円
補助対象金額		円
事業完了日	年　　月　　日	
添付書類	1 施設整備精算額内訳書 2 補助の対象となった経費を支払ったことを証する書類の写し 3 工事請負契約書の写し及び補助の対象となった施設の竣工前並びに竣工後の写真 4 補助対象事業に係る決算書又は決算見込書	

別記第5号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

住所  
補助事業者名  
代表者氏名 様

防府市長

年度防府市介護施設等整備補助金確定通知書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定した標記補助金について、  
実績報告の審査結果に基づき、次のとおり確定したので通知します。

記

指令年月日・番号	当初	年 月 日・指令
	変更	年 月 日・指令
補助金交付決定額（変更後）		円
補助対象金額（A）		円
補助金確定額（B）		円
補助率（B）÷（A）		%

別記第6号様式（第11条関係）

年　月　日

防府市長様

住所

補助事業者名

代表者氏名

年度防府市介護施設等整備補助金交付請求書

年　月　日付け指令　　第　　号で交付決定を受けた標記  
補助金について、下記のとおり請求します。  
なお、交付決定通知書の内容及び条件はすべてこれを了承します。

記

指令年月日・番号	当初	年	月	日・指令
	変更	年	月	日・指令
補助金交付決定額（変更後）				円
補助金交付請求額				円
補助金既交付額				円
交付年月日		年	月	日
補助金未交付額				円

別記第7号様式（第12条関係）

年　月　日

防府市長様

住所

補助事業者名

代表者氏名

年度防府市介護施設等整備補助金交付概算払請求書

年　月　日付け指令　　第　　号で交付決定を受けた標記  
補助金について、下記のとおり請求します。  
なお、交付決定通知書の内容及び条件はすべてこれを了承します。

記

指令年月日・番号	当初	年	月	日・指令
	変更	年	月	日・指令
補助金交付決定額（変更後）				円
補助金交付請求額				円
補助金既交付額				円
交付年月日		年	月	日
補助金未交付額				円